（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第三百二十二条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「第五項」を「第四項」に、「この項及び次項」を「この条」に、「又は」を「若しくは」に、「処分に」を「処分又はその不作為について」に改め、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、原子力規制委員会又は国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関若しくは登録資格講習機関又は登録運搬方法確認機関の上級行政庁とみなす。

第四十五条第二項及び第三項を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第三百二十三条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「により」の下に「同項の」を加え、「第二十四条の四」を「地方自治法第二条第九項第一号」に、「に係る」を「（以下「第一号法定受託事務」という。）に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第二十四条の四中「地方自治法第二条第九項第一号に規定する」を削る。

（自然環境保全法の一部改正）

第三百二十四条　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項及び第三項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第三百二十五条　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第百六条の見出し中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第一項及び第三項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第百七条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条」に改め、同条第二項中「第二十条及び第三十一条」を「第九条第四項」に、「同法第二十条第二号中「三箇月」とあるのは「二箇月」と、同法第三十一条中「その庁の職員」を「同項中「その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、」に、「審査員」を「「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百二十一条第一項に規定する審査員（第二項各号（」に改める。

第百九条中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、環境大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第百十条を次のように改める。

第百十条　削除

第百二十六条の見出し中「副本の」を削り、同条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「の副本」を削る。

第百二十七条中「参加人」を「行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人」に改める。

第百三十四条の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第三百二十六条　水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「環境大臣」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立て」を「審査請求」に、「第四十八条において準用する同法第二十七条の規定による」を「第三十四条の規定により、」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）

第三百二十七条　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正）

第三百二十八条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録機関の上級行政庁とみなす。

第三十三条の十二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、環境大臣及び特定国際種関係大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定機関の上級行政庁とみなす。

第四十三条第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。